In brief

A look at current financial reporting issues

2022 年 11 月 1 日
No. 2022-16

IAS 第 1 号の修正「特約条項付の非流動負債」

要点

国際会計基準審議会（IASB）は、2022 年 10 月 31 日、「特約条項付の非流動負債」（国際会計基準（IAS）第 1 号「財務諸表の表示」の修正）を公表しました。この修正は、2023 年以後開始する事業年度に適用予定だった「負債の流動又は非流動への分類」（2020 年修正）の適用に関して提起されていた懸念に対処したものです。

この新たな修正は、負債の決済を延期する企業の権利が、報告期間後 12 か月以内に特約条項を遵守することを条件としている場合に、企業が提供する情報を改善することを目的としています。

この新たな修正は、2024 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度に適用され、従来の修正を置き替えるものです。

そのため、通常、企業は 2024 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度まで引き続き現行のガイダンスを適用することになるでしょう。尚、早期適用も認められています。

論点

IAS第1号「財務諸表の表示」は、負債を非流動に分類するためには、企業は報告期間の末日現在で当該負債の決済を報告期間後少なくとも12か月にわたり延期する権利を有していなければならない、としています。

IASBは、2020年1月にIAS第1号を修正する「負債の流動又は非流動への分類」（2020年修正）を公表しました。2020年修正の発効日は、もともとは2023年1月1日以後に開始する事業年度でした。2020年修正を適用すると、報告日現在の状況に基づいて特約条項を遵守していない場合には、そのような特約条項を遵守しているかどうか評価するのが報告日後12か月以内だったとしても、企業は負債の決済を延期する権利を有しておらず、当該負債を流動に分類することになります。

2022年10月に公表された修正は、企業が報告日よりも後にのみに遵守しなければならない融資契約の特約条項は、報告日現在の負債の流動または非流動への分類に影響を与えないことを明確にするものです。しかし、企業が報告日より前に遵守しなければならない特約条項は、たとえ特約条項の評価が企業の報告日後でも、流動または

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、
適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。

非流動の分類に影響を与えることになります。

2022年の修正は、追加的な開示要求事項を導入しています。企業が、融資契約から生じた負債を非流動に分類し、その負債について企業が報告日の12か月以内に特約条項を遵守することが要求されている場合、企業は、当該負債が報告期間の12か月以内に返済すべきものとなる可能性があるというリスクを財務諸表利用者が評価できるようにする情報を注記において開示しなければなりません。これには次の情報が含まれます。

(a) 負債の帳簿価額

(b) 特約条項に関する情報

(c) 企業が特約条項を遵守することが困難となる可能性があることを示唆する事実および状況（ある場合）。そのような事実および状況には、報告期間の末日現在の状況に基づいて企業が特約条項を遵守していないという事実が含まれる可能性がある。

誰がどのような影響を受けるか

PwCは、2022年修正は、現行のガイダンスに従った負債の流動または非流動への分類を大幅に変更するものではないと考えています。しかし、企業が2020年修正を早期適用している場合には、2022年修正は、分類に大幅な変更をもたらす可能性があります。通常、2022年修正により追加的な開示が要求されます。

適用日

2022年修正は、2020年修正の発効日を変更しています。その結果、2020年修正および2022年修正は、2024年1月1日以後に開始する事業年度に適用され、IAS第8号に従って遡及適用しなければなりません。両修正の発効日を揃えた結果として、2024年に両修正が発効される際には、2022年修正が2020年修正の要求事項を置き替えることになります。早期適用は認められますが、企業が2022年修正の公表後に2020年修正を早期適用する場合には、両修正を同時に適用することが要求されます。

© 2022 PwC. All rights reserved.
PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.
This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、
適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。